

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 A日程

(2015年7月25日実施)

試験科目：法律科目試験・刑法

配点：100点

以下の問題文を読み、具体的事実を摘示しながら、X、Y、Zの罪責を論じなさい。

1. XはA県立大学法学部の4年次に在籍する学生であった。Xはすでに就職先から内定をもらい、あとは無事大学を卒業することだけが目下の関心であった。ところが、Xが卒業するには若干単位数が不足していた。法学部のカリキュラムではいくつかの必修科目が設定されていたが、その中の刑事系の単位数が4単位不足していた。
2. 留年せずに卒業を確実にするためには、刑法総論の4単位を履修しなければならないが、現時点まで単位が修得できない状況にあった。また、刑法総論を担当しているL教授は、学生から「鬼」と呼ばれるほど厳しく、成績評価は非常に厳格であり、泣き脅しなどは全く通じない教員であった。
3. Xは、自分が定期試験を受けても合格する可能性がないと考え、双子の弟のYに刑法総論の定期試験を身代わりに受験してもらうことを考え、Yに事情を話したところ、YはL教授のゼミを履修していたので、L教授の問題対策は完璧であると自負していたこともあり、兄のために替え玉受験をすることに同意した。Yは、刑法の答案にXの学籍番号と氏名を記入したうえで、問題に対する答案を作成し、提出した。
4. L教授は、Yの作成したX名義の答案を採点したところ、ほぼ完ぺきな答案であったため、100点を付けた。その結果、Xは無事大学を卒業することができた。
5. XとYの父親ZはA県立大学学長の職にあり、大学執行部の人選について選任・任命する権限を有していた。L教授は、Xの答案は実は弟Yが作成したとの内部通報を受けた。L教授は、虎視眈々と大学執行部の役職を狙っていたので、Zにこの内部通報情報を伝え、内部通報を公表しない代わりに理事にしてもらいたいとの話を持ちかけた。Zは、この内部通報が公表されれば自分の息子たちの将来を台無しにすることになるし、自分も学長職を辞任しなければならなくなると考え、L教授の提案を受け入れ、空席の理事に任命した。

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

## <専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2015年7月25日実施) 試験科目：法律科目試験・憲法

配点：100点

以下の文章（フィクション）を読み、設問(1)および(2)に答えなさい。

国立大学であるN大学の理系のK学部(在学学生数約400人)は、数十年も前から女子受験生に人気がなく、性別の受験者比率は男子9に対して女子1という状況であった。したがって、K学部の在学学生比率も男子：女子は9対1であり、全国の他の国立大学一般(全学部)と比較して著しく不均衡な状態である。たとえば最近の全国統計が示すところでは、すべての国立大学の在学者数は約60万人で、そのうち男子学生は約40万人、女子学生は20万人である。

そこでN大学K学部教授会は、このような状況から脱して女性の活躍の場を、大学はもちろん学生が卒業した後の社会においても十分に確保し、活力のある日本社会を構成するために、同大学K学部でもできる限り女子学生の比率を上げ、優秀な女子学生を育成するべく、女性の受験者数を様々な方法で増加させるとともに、年に2回実施される入学試験、前期日程入試(定員60人)および後期日程入試(定員40人)うち、後期日程入試において、20xx年度から少なくとも10年間は、女子受験生の合格者枠を設け、最低50%を合格とすることと決定した。他方、60人定員の前期日程入試においても、20xx年度の2年後から5年間、女子受験生の合格者枠を設け、最低50%を合格とすることと決定した。この教授会の議を経て大学としての決定が行われた。このような方法で、5年後には女子学生の割合がK学部全体の30%以上となることを目指した。このような大胆な改革は、男女共同参画社会基本法の内容および各条文、また、日本学術会議の調査結果にも合致するものであった【資料】。

男子受験生Xは、N大学K学部の20xx年度の後期日程入試を受験したところ、不幸にも不合格となった。そこでXは、N大学に対して、X自身の後期日程入試における成績および同入試の男女別合格最低基準点に関する情報開示請求を行った。それによって開示された成績情報によると、Xの同入試における得点は400満点中249点であった。また、男子受験生の合格最低点は250点であった。それに対し、女子受験生の合格最低点は210点であった。つまり、前年度の後期日程入試と同様に、男子受験生と女子受験生を区別せず、単純に成績上位者から定員の40人までを合格としていたならば、自分は合格していたはずだと考えたXは、この結果に大変な不満を抱いた。

そこでXは、N大学K学部のように女子受験生に合格者枠を設けることに憲法上問題があるのではないかと考え、弁護士Aに相談した。

設問(1) Xの相談を受けたAは、それをどのように憲法上構成し主張するか、述べなさい。

設問(2) (1)で示されたAの憲法上の主張に対し、想定されるN大学の反論を踏まえつつ、あなたの考えを述べなさい。

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

## <専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2015年7月25日実施)

試験科目：法律科目試験・憲法

配点：100点

### 【資料】

・日本学術会議提言（以下に一部抜粋）

提言 学術分野における男女共同参画促進のために（日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会）

平成20年（2008年）7月24日

### 海外における学術分野の男女共同参画施策

主要国における学術分野の男女共同参画推進施策について、国立女性教育会館、東北大学ジェンダー法・政策研究センター等に協力依頼して調査を行った。内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」（平成20年3月）結果も参照して、以下では要約的に記載するにとどめる。

#### 第1 アメリカ合衆国

1 現状 ① 高等教育機関における女性の採用比率（2003-04） 全体約38%・専任講師58%・非常勤講師54%以上・助教授46%、准教授38%・教授21%

②女性学生比率（2000/01年）全体56.1%・学部生56.1%・大学院生57.9%・46.6%

③女性の学位取得率（2000/01年）・準学士号60.0%・学士号57.3%・修士号58.5%・博士号44.9%・プロフェッショナル学位46.2%

④ 分野別の女性教員率（1999年）全学問分野41%・理工系分野29.5%。

2 取組——高等教育機関におけるアフーマティブ・アクション（以下「AA」という）

(1)教育分野では、多様性を確保し、多様な民主主義への積極的参加を可能にする市民として育成することに貢献するという側面からAAを実施している。入学制度の優遇措置、教員雇用における対策、奨学金、職業支援などがある（cf. …省略…）。

(2)法的根拠として以下のものがある。①1963年賃金平等法（Equal Pay Act）（性による賃金差別の禁止、男女の同一労働同一賃金の原則を定めたもの。1972年の教育修正案によって修正され、高等教育機関における高等専門職者にも適用）、②1964年公民権法（Title VII of the Civil Rights Act）（1972年の修正により専門職や公立・私立の初・中等・高等教育機関に適用）。③高等教育法（1965）の教育修正条項 第9条（1972、1976、1980改正）（連邦政府の資金援助を受ける教育・活動についてあらゆる性差別を禁止。奨学金・学生サービス・健康管理・保険金給付・学生雇用・教科書・カリキュラム・スポーツなどに適用）。④1974年女性教育平等法（Women's Educational Equality Act）（教育における男女平等の達成に貢献するプロジェクトに資金を提供）。

(3)高等教育機関の教員雇用におけるAAとして、①AA担当部署、AA担当者の設置 ②雇用についての統計資料整備 ③公正な選考プロセス ④公正な昇進・テニユア決定、などの取組がある。

<…以下省略…>

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 A日程

(2015年7月25日実施)

試験科目：法律科目試験・商法

配点：100点

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは個人商人として家電のリサイクルショップを営んでいる者である。Aは事業を拡大するために、新たに中古のオフィス用OA器機と中古のオフィス用家具の売買を行う会社を設立することにした。Aの自己資金が十分でなかったため、友人のB、Cに出資を依頼したところ、B、Cはこれに応じた。

A、B、Cは相談の結果、3人全員が発起人となり甲株式会社を設立すること、AとCは金銭出資すること、Bはその所有する更地を設立する甲株式会社の店舗用の土地とするために現物出資することとし、甲株式会社の定款には当該土地の時価相当額をその価額として記載すること、A、B、C以外の追加の発起人や出資者は募集せず、A、B、Cの3人の発起人による発起設立の方法で設立を行うこと、設立に関する事務や事業開始のための準備はすべてAに任せること、を合意した。

Aは、甲株式会社の定款として、法律上要求されている定款記載事項（絶対的記載事項）とB所有の土地の現物出資についての事項とが記載された定款を作成し、甲株式会社設立発起人総代と名乗り、公証人Dの認証を受けた。Aは、甲株式会社設立発起人総代Aと名乗り、甲株式会社で使用する店舗として用いるために、甲株式会社の成立を条件に、乙株式会社からプレハブの建物を購入した。Aは、さらに、甲株式会社代表取締役Aを名乗り、甲株式会社で将来販売するために、丙株式会社から不要な中古OA器機とオフィス用中古家具を買取った。

その後、甲株式会社の設立登記がなされ、甲株式会社は事業を開始したが、Dに対する定款の認証費用、乙に対するプレハブ建物の購入代金、丙に対する中古OA器機とオフィス用中古家具の買取代金は、全て未払いであった。

【設問】D、乙、丙は、甲株式会社に代金を請求することができるか。もしできないのであれば、誰にどのような請求をすることができるか。なお、甲株式会社によるAの行為の追認や契約上の地位の譲受けはないものとする。

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 A日程

(2015年7月25日実施)

試験科目：法律科目試験・民法

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。

Ⅰ 以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

Aには建物建築資金はあったが、土地購入資金はなかった。そこで、Aは、B所有の土地（以下「本件土地」という）に利用権を設定し、本件土地上に建物を建築することを計画し、Bとの間で建物所有を目的とする土地利用契約を締結し、本件土地上に建物（以下「本件建物」という）を建てた。ところが、その後、本件土地が値上がりしたので、Bは、Cに本件土地を売却した。Cは、本件土地についてC名義の所有権移転登記を経たうえ、Aに対し、本件建物を収去し本件土地を明け渡すように請求した。

以下の設問(1)、(2)および(3)について論じなさい（各設問は独立している）。

- (1) 上記の下線部分の土地利用契約が地上権設定契約だった場合、Aは、Cの請求を拒否することができるか。
- (2) 上記の下線部分の土地利用契約が土地賃貸借契約だった場合、Aは、Cの請求を拒否することができるか。
- (3) 上記の下線部分の土地利用契約が土地使用貸借契約だった場合、Aは、Cの請求を拒否することができるか。

Ⅱ 以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

Aは、Xとの間でAの土地および建物（以下「本件不動産」とする）を売却する契約を締結した。この売買契約においては、先にXが売買代金を支払うことが約され、実際にXからその支払いがなされたのに対し、所有権移転登記をいつ行うかについてAXが協議することが約された。しかし、この移転登記がなされる前に、Aは養子であるYに本件不動産を贈与し、先にYへの移転登記をしてしまった。そこで、XはYに対し、このAY間の贈与契約が詐害行為であるとして、その取消しを求める訴訟を提起した。なお、Aは本件不動産以外にはめぼしい財産はなく、またYはすでにAがXに本件不動産を売却する約束をしていたことは知っていたが、単なる口約束にすぎず、まだXのものになったわけではないと思っていた。

以下の設問(1)および(2)に答えなさい（各設問は独立している）。

- (1) XはAからYへのこの移転登記の抹消を求めることができるか、について論じなさい。
- (2) Xは自身への移転登記を求めることができるか、について論じなさい。